

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年9月2日 13時50分ごろ
発生場所	長崎県長崎市高島港東方沖 肥前高島港南防波堤灯台から真方位104° 1,600m付近 （概位 北緯32° 39.3′ 東経129° 46.6′）
インシデントの概要	遊漁船三喜丸は、漂流中、主機への燃料油の供給ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月2日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 三喜丸、4.89トン NS3-57503（漁船登録番号）、個人所有 第292-12078号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力139.75kW、回転数毎分 2,500、6気筒、ボア105mm、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、漂流中、遊漁を終えて帰港しようとしたところ、主機が始動しなかった。 本船は、船長が運航不能と判断して海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇によりえい航されて長崎市長崎港に帰港した。 船長は、本インシデント後、主機の燃料油系統を点検したところ、燃料油こし器が燃料油タンクからのスラッジにより閉塞し、主機への燃料油の供給が途絶していたことを認めた。
分析	本船は、燃料油系統の点検及び清掃が行われておらず、漂流中に燃料油こし器が燃料油タンクからのスラッジにより閉塞したことから、主機への燃料油の供給ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、燃料油系統の点検及び清掃が行われておらず、漂流中に燃料油こし器が燃料油タンクからのスラッジにより閉塞したため、主機への燃料油の供給ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 燃料油こし器の清掃を行うこと。</li><li>・ 定期的に燃料油タンク内のスラッジの有無を点検し、スラッジの発生を認めた場合、同タンク内の清掃を行うこと。</li></ul> |
|--|--|